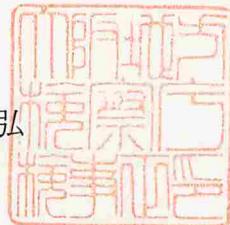


大阪地検(企)第97号  
令和2年11月12日

## 行政文書開示請求書の補正について

山 中 理 司 様

大阪地方検察庁検事正 田辺 泰 弘



本年9月17日付けで受領した行政文書開示請求書について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」といいます。）第4条第2項の規定に基づき、下記のとおり、補正を求めるので、添付の補正書に記載の上、提出してください。

なお、下記期限までに補正がなされない場合には、法第9条第2項の規定に基づき、開示をしない旨の決定をすることがあります。

### 記

#### 1 開示を請求する行政文書の開示請求手数料について

あなたから送付された行政文書開示請求書に記載された「過失運転致傷等事件に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例の制定について（平成14年12月25日付の大阪地検指示）（最新版）」について、該当する文書の探索を行った結果、9件分の開示請求手数料が必要になることが分かりました。

よって、必要な開示請求手数料は2700円となりますが、あなたから送付された行政文書開示請求書には、開示請求手数料として300円分の収入印紙が貼付されているところ、開示請求手数料8件分（2400円）の追納が必要です。

つきましては、補正書を送付しますので、不足する開示請求手数料分の収入印紙を同補正書に貼付して送付してください。

2 挿正書の提出期限

令和2年11月19日（木）

3 添付書類

補正書

## 補 正 書

令和 年 月 日

大阪地方検察庁検事正 田辺 泰 弘 殿

請求者氏名

令和2年11月12日付け大阪地検（企）第97号をもって補正を求められた事項について、下記のとおり補正します。

記

1 開示請求を維持するため、開示請求手数料不足分を追納します。

開示請求手数料 (8件2400円)	ここに収入印紙を貼ってください。	(受付印)
----------------------	------------------	-------